の一部を改正する件案 新旧対照表	○平成二十年総務省告示第四百六十五号(三五一
	·一六八七五LL以上三五一 · 三八一二五LL以下
	-の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件)

の陸上及び日本周辺海域とする。	二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国   二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国	う。次項において同じ。)並びにそれらの上空とする。	ときは、その超えている部分については、中間線とする。)までの海域をい	第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。)を超えている	に規定する基線をいう。)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条	海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項	線局の開設区域は、全国の陸上及び日本周辺海域(日本国の領海の基線(領	五一・一八七五艦又は三五一・一九三七五艦の周波数の電波を使用する無	一 三五一・一六八七五㎞、三五一・一七五㎞、三五一・一八一二五㎞、三	<b>心以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。</b>	一項第一号の規定に基づき、三五一・一六八七五凪以上三五一・三八一二五	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第	改正案	
の陸上とする。	一 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国						線局の開設区域は、全国の陸上及びその上空とする。	五一・一八七五艦又は三五一・一九三七五艦の周波数の電波を使用する無	三五 ・ 六八七五甌、三五 ・ 七五甌、三五 ・一八 二五皿、三    三五 ・ 六八七五皿、三五 ・ 七五皿、三五 ・ 八 二五皿、三	ML以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。	一項第一号の規定に基づき、三五一・一六八七五晒以上三五一・三八一二五	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第	現行	(傍線部分は改正部分)